

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当

議案名

議案第84号 桐生市市税外収入督促等に関する条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、税外諸収入金の延滞金について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

地方税法等の一部が改正され、特例基準割合の名称及び定義が改められることに伴い、関係条例においても同様の改正を行うものです。

	現行	改正後
名称	特例基準割合	延滞金特例基準割合
定義	当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合	平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合

《改正する条例》

No.	条例名	担当課
1	桐生市市税外収入督促等に関する条例	財政課
2	桐生市後期高齢者医療に関する条例	医療保険課
3	桐生市農業集落排水事業分担金徴収条例	新里支所 地域振興整備課
4	桐生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	下水道課
5	桐生市公共下水道事業受益者分担金条例	下水道課

(施行期日：令和3年1月1日)

背景・経過

令和2年度税制改正において、地方税法等の一部改正が行われ、その中で「特例基準割合」の用語の見直しが行われました。